

一般職の職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第8号

一般職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号。以下「職員給与条例」という。）の規定に基づいて支給する給与の額を減ずるため、給与の特例を定めるものとする。

(一般職の職員の給与額の特例)

第2条 特例期間における次の各号に掲げる職員（以下「特例対象一般職員」という。）の給料月額を、職員給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表の規定により定められた額から次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当（地域手当及び時間外勤務手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。

- (1) その職務の級が6級以上の職員 100分の7
- (2) その職務の級が5級の職員 100分の6
- (3) その職務の級が4級及び3級の職員 100分の3
- (4) その職務の級が2級以下の職員 100分の2
- (5) 再任用職員 100分の2

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。